

条例の目的

富士登山に関し必要な事項を定めることにより、富士山の環境の保全及び安全で快適な富士登山の実現を図り、もって世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を保全し、後世に引き継ぐことを目的とします。

区 分	内 容				
入山条件 及 規制内容	登山者が入山*する際、以下の条件に適合していることを確認し、入山証を交付します。 入山証は登山中に携帯して、県から提示を求められた際は、提示しなければなりません。				
	* 入山とは、下表の「基準点」より山頂側に立ち入ることをいいます。				
	入山条件	—富士山の保全、安全登山に係るルール・マナーの事前学習（eラーニング）の修了 —夜間規制時間帯の入山は、山小屋の宿泊予約 —入山料（手数料）の納付			
	規制内容	登山口 区分	富士宮口	御殿場口	須 走 口
		基 準 点	富士宮市栗倉地内で 県 が 定 め る 地 点	御殿場市中畑地内で 県 が 定 め る 地 点	小山町須走地内で 県 が 定 め る 地 点
夜 間 規 制 時 間		午後2時から翌午前3時まで * 夜間規制時間も山小屋の宿泊予約があれば、入山できます。			
入 山 料		1人 4,000円 * 静岡県手数料徴収条例で定めます。 * 入山料は、運営管理や安全対策、環境保全のために使用します。			
規制期間	開山期間中				